

鳥取県告示第 604 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字園字西前29、31、32、34の2、35、36、38、39、42の1、49の1、50、53から58まで、60から62まで、64、66、67、字東屋敷86の1、字魚見126の3、129、130の2、131の2、132の1、132の2、133から136まで、138から140まで、144から147まで、148の1、148の2、150から164まで、167から173まで、字天馬尾281、281の1、282、283、字二ノ細谷1146の3から1146の5まで、1148の1、1148の2、1157の1から1157の3まで、1158の1から1158の3まで、1159、1160の1、1160の3、1160の4、1161の1から1161の3まで、字横手下1162の1から1162の3まで、字コッティ出シ1239の2、字下河井1240の1、1241の1、1242、字入道谷1358、大字泊字要害636の1、636の2、637、638、656から658まで、661の1、662の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字園字西前29、31、32、34の2、35、36、38、39、42の1、49の1、50、53から58まで、60から62まで、64、66、67、字東屋敷86の1、字魚見126の3、129、130の2、131の2、132の1、132の2、133から136まで、138から140まで、144から147まで、148の1、148の2、150から164まで、167から173まで、字天馬尾281、281の1、282、283、字二ノ細谷1157の1から1157の3まで、1158の1から1158の3まで、字横手下1162の1から1162の3まで、大字泊字要害636の1、636の2、637、638、656から658まで、661の1、662の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、泊村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)